

## 岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会要綱

	昭和63年 4月 1日 決裁	改正	平成11年 4月 1日 決裁
改正	平成 2年 4月10日 決裁	改正	平成12年 4月14日 決裁
改正	平成 3年 4月10日 決裁	改正	平成12年 7月10日 決裁
改正	平成 5年 4月13日 決裁	改正	平成15年 3月31日 決裁
改正	平成 6年 8月23日 決裁	改正	平成17年 3月25日 決裁
改正	平成10年 3月23日 決裁	改正	平成20年 3月31日 決裁
改正	平成10年 4月 1日 決裁	改正	平成23年 3月31日 決裁
改正	平成29年 4月26日 決裁	改正	平成30年 3月30日 決裁
改正	平成31年 3月29日 決裁	改正	令和 3年 4月 1日 決裁
改正	令和 4年 3月28日 決裁	改正	令和 8年 3月31日 決裁

### (設置)

第1条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）別表に定める工事をいう。以下同じ。）の業務委託及び動産の買入れ又は売払い（以下「建設工事等」という。）の契約を行う場合に、指名競争入札に参加する業者（随意契約時の業者を含む。）の選定、一般競争入札に関する事項等の審議を行うため、岐阜市上下水道事業部建設工事等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加者名簿に登載する業者（以下「名簿登載業者」という。）の資格に関する事項
- (2) 名簿登載者の処分に関する事項
- (3) 設計金額4,500万円以上の建設工事の業者の選定に関する事項。ただし、水道工事については、設計金額を3,000万円以上とする。
- (4) 設計金額3,000万円以上の動産の買入れ又は売払いの業者の選定に関する事項
- (5) 設計金額4,500万円以上の業務委託の業者の選定（法令等に基づくもの又は委員会において特に審議する必要がないと認められるものを除く。）に関する事項
- (6) 一般競争入札に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は上下水道事業部長とし、副委員長は上下水道事業部次長とする。

3 委員は、次に掲げる者とする。ただし、委員以外の所管事業に係る建設工事等に関し、前条第2号から第6号までに掲げる事項を審議するときは、その事業を所管する課の課長を委員に充てることができる。

- (1) 技術審議監
  - (2) 上下水道強靱化政策審議監
  - (3) 主任検査監又は検査監
  - (4) 上下水道事業政策課長
  - (5) 上水道事業課長
  - (6) 下水道事業課長
  - (7) 上水道施設課長
  - (8) 下水道施設課長
- (委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員会の構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(回議)

第6条 委員会の審議を要する事項で緊急を要するため、会議を招集するいとまがないときは、半数以上の構成員（委員長を除く。）に回議して委員長の決定を受け、会議の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会において必要があるときは、委員長は、関係職員から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、上下水道事業政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(準用)

第10条 地質調査、測量、設計及び工事監理の業務委託並びに工事用材料の購入業者の選定については、この要綱を準用する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。